



令和7年4月から

育児休業に関する新たな手当金の制度が始まります！

制度① 育児休業支援手当金

令和7年4月1日以降に育児休業等を開始する方で、原則夫婦ともに対象期間内に育児休業を取得するなど一定の要件を満たす場合、最大28日間、現行の育児休業手当金に加えて、「育児休業支援手当金」が支給されます。

支給要件

次の①及び②のいずれにも該当すること

- ① 対象期間内に育児休業等をした日数が通算14日以上あるとき
- ② 当該組合員の配偶者が、対象期間内に通算14日以上育児休業等をしたとき

なお、次のいずれかに該当する場合等は、上記①のみ該当すれば支給されます。

- ア 配偶者のない者や、子と法律上の親子関係がない配偶者等である場合
- イ 配偶者が雇用保険法の適用事業所に雇用される労働者でない者である場合等
(無職の場合、自営業や日々雇用のため育児休業の適用を受けられない場合等。ただし自己都合を除く。)

※同一の育児休業等について、雇用保険法による「出生後休業支援納付金」の支給を受けられる場合等は支給されません。

対象期間

令和7年4月1日以降に育児休業を開始する方で、次の期間が対象です。

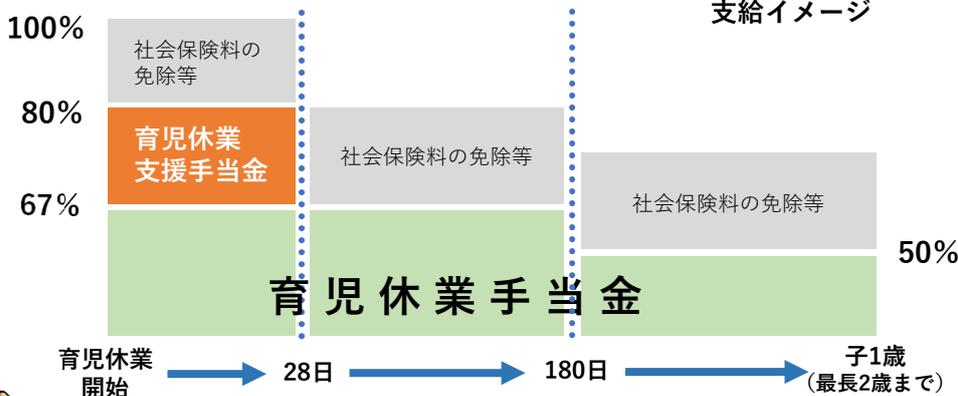
- 1 産後休業等を取得しない場合
出生日から起算して、56日を経過する日の翌日までの期間
- 2 産後休業等を取得する場合
 - ア 出産予定日に子が出生した場合
出生日から起算して、112日を経過する日の翌日までの期間
 - イ 出産予定日前に子が出生した場合
出生日から起算して、出産予定日から112日を経過する日の翌日までの期間
 - ウ 出産予定日後に子が出生した場合
出生予定日から起算して、出生日から112日を経過する日の翌日までの期間

支給額

標準報酬日額の13%に相当する額（最大28日間（土日は除く））

支給イメージ

育児休業手当金と
育児休業支援手当金の
合計で…
80%の給付率に
引き上げられます！



令和7年4月1日より前から育児休業を取得している方の取り扱いは国に確認中です。
支給要件や申請様式等の具体的な内容は未定です。
政省令が未公布であるため、今後内容に変更が生じる可能性があります。

次頁あり

制度② 育児時短勤務手当金

令和7年4月1日以降に2歳未満の子の養育のため、勤務時間を短縮することによる勤務として総務省令で定める勤務を開始する組合員に対して、「育児時短勤務手当金」が申請により支給されます。

支給要件

2歳未満の子の養育のため、勤務時間を短縮することによる勤務として総務省令で定める勤務（以下「育児時短勤務」といいます。）をするとき

- ※ 総務省令で定める勤務の詳細については、国に確認中です。
- ※ 職免は対象になりません。

支給対象月

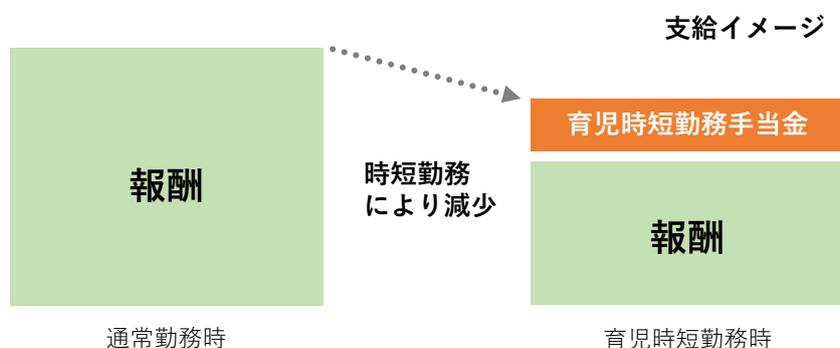
育児時短勤務開始日の属する月から、育児時短勤務終了日の属する月まで

- ※ 育児休業手当金の支給を受けられる月は除きます。

支給額

支給対象月に支払われた報酬額 × 10%（※）に相当する額

- ※ 支給額と報酬の合計が、通常勤務時の報酬を超えないように、支給率が調整されます。
- ※ 同一の育児時短勤務について、雇用保険法による「育児時短就業給付金」の支給を受けられる場合等は支給されません。



**令和7年4月1日より前から育児時短勤務を開始している方の
取り扱いは国に確認中です。**

**支給要件や申請様式等の具体的な内容は未定です。
政省令が未公布であるため、今後内容に変更が生じる可能性があります。**

令和8年4月から 「子ども・子育て支援納付金」が始まります

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布により、医療保険者は、政府に対して「子ども・子育て納付金」を納付することとされ、その費用を保険者等から他の保険料とあわせて徴収することとされました。なお、「子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金の折半になります。